## 日田市規則第48号

日田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年10月3日

日田市長 原 田 啓 介

日田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該 改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前	
(交付の申請) 第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長(一般選挙後、議長が選挙されるまでの間にあっては、議会事務局長。第8条において同じ。)を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号)により申請しなければならない。	(交付の申請) 第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市 長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(様式第1号) により申請しなければならない。	
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)	
項目     対象経費	項目    対象経費	
略	略	
資料作成費 消耗品費、印刷製本費、翻訳料、委託料	資料作成費 印刷製本費、翻訳料	

略	
広聴費	会場費、印刷製本費、通信運搬費、茶菓子代
事務費	消耗品費、その他の事務費(備品購入費を除く。)

略	
広聴費	会場費、印刷製本費、茶菓子代、飲食代(飲酒代
	を除く。)_
事務費	消耗品費、印刷製本費、その他の事務費(備品購
	入費を除く。)

備考 略

備考 略

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の日田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、令和元年 5月1日から適用する。